

## 保険医療

国民健康保険の  
届出はお済みですか

皆さんは、自分たちの安心ある暮らしに医療保険がある、ということにお気づきですか。私たちは、だれもが国民健康保険又は職場の健康保険健康保険組合や共済組合のいずれかの医療保険に加入しなくてはなりません。

そして国民健康保険の場合は、職場の健康保険と違い各自の責任で加入又は脱退の届

出をしなければなりません。

届出が遅れることでおこるさまざまなトラブルを避けるためにも、すみやかに届出をしましょう。

○国保の加入届出が遅れると  
会社などを退職したときから国保に加入の届出をするまでの間にかかった医療費は、全額自己負担になります。

国民健康保険税は、被保険者になった時点(会社などを退職した日の翌日)までにさかのぼって納めることとなります。

○国保の脱退届出が遅れると  
保険証の返還を忘れて、

うっかり国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費を払い戻さなければなりません。

また、新たに加入した健康保険制度の保険料と国保税を二重に納めることになります。

○国保の加入者と世帯主

国保では、家族の一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯単位になり、届出や保険税の納付義務者は、原則として世帯主となります。

※国保に加入又は脱退の手続は14日以内

## こんなときは必ず届出を

	こんなとき	もっていくもの
国保に加入	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保を脱退	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の方が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
長期出張などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印かん	

上記以外のものが必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

## 特設人権相談所開設(DV相談)

ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知っていますか?

ドメスティック・バイオレンスとは、夫やパートナー(婚約者、恋人など)親しい間柄にある男性が、女性にふるう暴力をいいます。ドメスティック・バイオレンスは女性への著しい人権侵害であり、命にかかわる危険な犯罪です。

だれにも言えず、苦しい胸のうちをあかすことは困難なことですが、その勇気を持ってください。

DV被害は、本人が話さないかぎり真実はわかりません。解決するためには、まず声に出していうこと、個人の問題とせず勇気をもって相談することです。そのことによって、事態を客観的に見ることができ、解決の糸口を見つける可能性もできます。相談は、無料で秘密は守られます。

当日は、無料電話相談も行っています。☎985-1313(内線23)

日時 7月25日(月) 10時~15時まで

場所 松前総合文化センター 2階  
ふるさと学習室

相談員 人権擁護委員

問い合わせ 役場社会教育課 人権教育係 ☎985-4137

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日	年 月 日
記号	番号
世帯主(世帯主) 住所	男女
氏名	男女
氏名	男女
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	伊予郡松前町大字南井631番地 松前町

平成14年10月1日以降に70歳になられた方へ

昭和7年10月1日以降に生まれた方で、現在「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方は、受給者証の有効期限が7月31日(日)となっております。

新受給者証は、7月中に「配達記録郵便」により郵送を予定しています。内容に記入もれや誤りがないかご確認ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107